

様式第 4 号（第 3 条関係）

償還金支払猶予申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

（ 防衛局長（東海防衛支局長）経由）

債務者 住所

氏名又は名称

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和 7 年法律第 26 号）第 17 条第 1 項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の償還金について、下記のとおりその支払の猶予を申請します。

なお、償還金の支払の猶予を受けるに当たっては、第 3 項に掲げる条件を遵守します。

記

- 1 支払の猶予を受けようとする金額： 円
- 2 支払の猶予を受けようとする理由：
- 3 支払の猶予を受ける条件
 - (1) 支払の猶予を受けた後における支払期限及び支払期限ごとに支払うべき金額
支払期限： 年 月 日
金 額： 円
 - (2) 延滞金
支払期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。
 - (3) 担保
ア 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況
イ 保証人の住所、氏名又は名称、職業又は営業の種類、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要な事項
 - (4) 担保の提供及び債務名義の取得
国の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置を採るために必要な費用を負担すること。
 - (5) 業務等の状況調査等
国が、この債権の保全上必要があると認め、債務者に対してその業務又は

資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。

(6) 支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができること。

ア 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ 債務者が分割された償還金額についての支払を怠ったとき。

ウ 債務者に次の理由が生じたとき。

(ア) 強制執行を受けたこと。

(イ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(ウ) その財産について競売の開始があったこと。

(エ) 破産の宣告を受けたこと。

(オ) 解散したこと。

(カ) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

(キ) (エ) から (カ) までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

エ 支払の猶予の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

オ その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により支払の猶予に係る支払期限によることが不適当となったと認めるとき。

(7) 担保の提供

国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供しなければならないこと。

(8) 増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。